

事業所長	事務長		所属長

(出生時) 育児休業取得意向申出書

事業所長 殿

申出日 20 年 月 日

事業所・部署

雇用形態 常勤・嘱託・定時 (週 日)

個人コード

氏 名 ⑩

(入協年月日 年 月 日)

私は、以下のとおり (出生時) 育児休業取得意向の申出をします。

1. 出産(予定)日	年 月 日
2. 出生時育児休業の取得 (産後パパ育休)	する予定 ・ しない予定 ・ 未定
3. 育児休業の取得	する予定 ・ しない予定 ・ 未定

※産前産後休業を取得する際は、「組合様式 1 1 産前産後休業申出書」の提出が必要です。

※(出生時) 育児休業を取得する際は、「組合様式 1 - 1 (出生時) 育児休業申出書」の提出が必要です。

〔 育児休業制度等に関する事項の周知 〕

1. 育児休業（育休）は、性別を問わず取得できます。

対象者	<p>(1) 1歳に満たない子（実子又は養子等）と同居し、養育する職員</p> <p>(2) 育児休業後、引き続き勤務する意思のある職員</p> <p>ただし、期間契約職員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月（2歳までの育児休業の場合は2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない職員に限る。</p> <p><対象外> 組合と労働組合の協定に基づき除外するもの</p> <p>①入協1年未満の職員 ②申出の日から1年（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 ③1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p>
期間	原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間の職員が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達するまで出産日と産後休業期間と育児休業期間と出生時育児休業を合計して1年間以内の休業が可能（パパ・ママ育休プラス）。
申出期限	原則、休業の1か月前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。
分割取得	分割して2回取得可能

2. 出生時育児休業（産後パパ育休）は、男性の育児休業取得を促進する制度です。

対象者	<p>(1) 産後休業をしておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子（実子または養子等）と同居し、養育する職員</p> <p>(2) 出生時育児休業後、引き続き勤務する意思のある職員</p> <p>ただし、期間契約職員にあっては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない職員に限る。</p> <p><対象外> 組合と労働組合の協定に基づき除外するもの</p> <p>①入協1年未満の職員 ②申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 ③1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p>
期間	原則、子の出生後8週間以内に4週間までの間の職員が希望する期間。
申出期限	原則、休業の2週間前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。
分割取得	分割して2回取得可能（まとめて申し出ることが必要）

3. 育児休業、出生時育児休業には、給付の支給や社会保険料免除があります。

● 育児休業給付

育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

● 育児休業期間中の社会保険料の免除

一定の要件（その月の末日が育児休業（出生時育児休業を含む、以下同じ）期間中である場合または、その月中に14日以上育児休業を取得した場合）を満たしていれば、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。

